

デジタル認証アプリサービス API 利用規約

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本利用規約は、委託者がデジタル庁に対し、電子署名等確認業務を含むデジタル認証アプリサービスに係る業務（以下「本業務」といいます。）を委託し、デジタル庁が提供するデジタル認証アプリサービスに係る API を利用するに当たっての諸条件などを定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「デジタル認証アプリサービス」とは、行政機関等又は民間事業者からの依頼を受け、マイナンバーカードの読み取り等若しくは検証等又は当該読み取り等若しくは当該検証等に係る情報の連携を行うサービスをいいます。
- (2) 「デジタル認証アプリサービス API」とは、別表に掲げる API であり、委託者が利用するものをいいます。以下「本 API」といいます。
- (3) 「4 情報連携機能」とは、認証サービス（別表項番 1 に定義します。）及び署名サービス（別表項番 2 及び 3 に定義します。）に含まれる機能であって、委託者からの依頼を受け、利用者のマイナンバーカードの 4 情報の読み取り等及び当該読み取り等に係る情報の連携を行う機能をいいます。
- (4) 「委託者」とは、デジタル庁に対し、本業務を委託し、本 API を利用する行政機関等又は民間事業者をいいます。
- (5) 「行政機関等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 2 号に規定する行政機関等及び裁判所をいいます。
- (6) 「民間事業者」とは、個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等を除きます。）をいいます。
- (7) 「電子署名等確認業務」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的個人認証法」といいます。）第 17 条第 1 項第 6 号に規定する確認の業務をいいます。
- (8) 「本 API 仕様書」とは、デジタル認証アプリ開発者向けドキュメントをいいます。
- (9) 「委託希望者」とは、委託者となることを希望する者をいいます。
- (10) 「事前準備契約」とは、第 4 条に定めるところにより、委託希望者とデジタル庁との間で成立する、事前打合せ及び接続確認環境試験の実施を内容とする契約をいいます。
- (11) 「事前打合せ」とは、委託希望者とデジタル庁との間で、第 5 条に基づき行われる打合せをいいます。

- (12) 「接続確認環境試験」とは、委託者が本 API の接続確認環境を用いて本 API との接続確認等を行う試験であって、別途デジタル庁が定める内容のものをいいます。
- (13) 「本番環境試験」とは、委託者が本 API の本番環境を用いて本 API との接続確認等を行う試験であって、別途デジタル庁が定める内容のものをいいます。
- (14) 「本契約」とは、第 7 条に定めるところにより委託者とデジタル庁との間で本利用規約に基づき成立する、委託者のデジタル庁に対する本業務の委託及び本 API の利用を内容とする契約をいいます。
- (15) 「委託者等」とは、委託希望者及び委託者をいいます。
- (16) 「本契約等」とは、事前準備契約及び本契約をいいます。

(本 API の仕様等)

第3条 本 API の仕様等については、本 API 仕様書に定めます。

(事前準備契約の申込み及び成立)

第4条 委託希望者は、本利用規約を事前準備契約の内容とすることに同意した上で、本 API の利用に係る企画書とともに、別途デジタル庁が定める申込書その他必要書類を、デジタル庁に提出することにより、デジタル庁に対して事前準備契約の申込みを行うものとします。

2 前項の申込みに対し、デジタル庁が所定の方法で承諾した場合には、当該承諾時に事前準備契約が成立するものとします。

3 委託希望者は、事前準備契約の締結時及び事前準備契約の有効期間中、以下の各号に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

- (1) 役員若しくは電子署名等確認業務を統括する者のうちに、公的個人認証法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」といいます。）の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと。
- (2) 公的個人認証法第 17 条第 3 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (3) 提供する商品又は役務が、法令上必要とされる許認可等を取得済みであるなど、法令等及び公序良俗に違反しないこと。
- (4) 別途デジタル庁が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。
- (5) 別途デジタル庁が定める秘密保持に関する事項を遵守すること。
- (6) その他デジタル庁が不相当と認める者でないこと。

(事前打合せ)

第5条 委託希望者は、接続確認環境試験を実施する前に、デジタル庁との間で、事前打合せを実施するものとします。

2 事前打合せにおいて、別途デジタル庁が定める方法により、前条第3項各号に掲げる事項をいずれも満たすことを明らかにするものとします。

(接続確認環境試験)

第6条 委託希望者は、前条に基づく事前打合せの実施後、デジタル庁に対し、別途デジタル庁が定める申請書を提出することにより、接続確認環境の利用の申請を行った上で、接続確認環境試験を実施するものとします。

(本契約の申込み及び成立)

第7条 委託希望者は、前条に基づき接続確認環境試験を実施した後、本APIの利用を希望する場合には、本利用規約を本契約の内容とすることに同意した上で、別途デジタル庁が定める申込書を提出することにより、デジタル庁に対して本契約の申込みをするものとします。

2 前項に基づく申込みに対し、デジタル庁が所定の方法で承諾した場合には、当該承諾時に、本契約が成立するものとします。

(本番環境試験)

第8条 委託希望者は、前条に基づく本契約の成立後、デジタル庁に対し、別途デジタル庁が定める申請書を提出することにより、本番環境の利用の申請を行った上で、本番環境試験を実施するものとします。

(本業務の委託)

第9条 本契約において、委託者は、デジタル庁に対し、以下に掲げる業務を含むデジタル認証アプリサービスに関する業務を委託し、デジタル庁はこれを受託するものとします。

- (1) 公的個人認証法第36条第1項に定める、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことを確認する業務
- (2) 署名サービスにあつては、委託者が行政機関等である場合に限り、公的個人認証法第17条第1項に定める、署名利用者から通知された署名用電子証明書について有効性を確認する業務
- (3) 4情報連携機能にあつては、個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）に規定する券面事項入力補助アプリケーションをいう。）により、個人番号カードの券面に記載された氏名、住所、生年月日及び性別を連携する業務
- (4) 前各号の業務に付随する業務

(委託者の基準等)

第10条 委託者は、本契約締結時及び本契約の有効期間中、第4条第3項各号に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

(届出内容の変更等)

第11条 委託者等は、委託者等の名称、住所、連絡先、代表者の氏名その他本契約等の締結に際してデジタル庁に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、別途デジタル庁が定める方法により変更内容を通知するものとします。
2 委託者等が前項の通知を怠ったことにより、デジタル庁から委託者等への連絡、通知等が委託者に到達しなかった場合には、届出のあった住所又は連絡先に通常到達すべきであったときに到達したものとみなし、これにより委託者に損害が生じた場合であっても、デジタル庁はその責任を負いません。

(利用の停止・再開)

第12条 委託者等は接続確認環境試験若しくは本番環境試験の実施又は本APIの利用を停止又は再開しようとする場合には、あらかじめ、別途デジタル庁が定める方法により、利用の停止又は再開の届出を行うものとします。

(本契約等の解約)

第13条 委託者等は、別途デジタル庁が定める方法により30日前までに通知をすることで、本契約等を解約することができるものとします。

(禁止事項)

第14条 委託者等は、本APIに関し、以下の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本APIを本来の目的以外の目的で利用すること。
- (2) 本API又は本APIを利用可能にするために使用されるサーバー若しくはネットワークに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本APIの運用及び管理を妨害すること。
- (4) 法令等又は公序良俗に違反する行為をすること。
- (5) デジタル庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又はデジタル庁に対して虚偽の情報を告知すること。
- (6) その他デジタル庁が不適切であると判断する行為をすること。

(知的財産権)

第15条 本APIに係る一切の著作物、発明、ノウハウ、アイデア、プログラム等(本利用規約、本API仕様書、デジタル庁ウェブサイト等で公開する文書等を含みます。以下、総称して「著作物等」といいます。)に関する特許権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に定める「知的財産権」をいいます。以下同じです。)はデジタル庁に帰属します。

2 委託者等は、著作物等を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本APIを利用するためにのみ使用すること。

- (2) デジタル庁の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。
- (4) デジタル庁又はデジタル庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。
- (5) その他著作物等に係るデジタル庁の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。

(利用停止・解除)

第16条 デジタル庁は、委託者等が本利用規約の定め違反し又は違反するおそれがあると判断した場合には、事前に通告することなく、本 API の利用を一時的に停止し、又は本契約等を解除して、本 API の利用を完全に停止することができるものとします。

- 2 デジタル庁は、委託者等が本利用規約の定め違反しないことを確認する必要があると判断した場合には、委託者等と協議の上、現地調査その他必要な調査を行うことができるものとします。

(損害賠償)

第17条 デジタル庁は、本 API 又は本契約等に関連して委託者等に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第18条 本 API の利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。

- 2 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委託者等に対し、事前にデジタル庁のウェブサイト等に掲載して、本 API の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本 API の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

(1) 機器等のメンテナンスが予定される場合。

(2) 天災、事変、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に定める感染症に限る）のまん延その他の非常事態が発生した場合。

(3) 本 API の重大な障害が発生した場合。

(4) その他、デジタル庁において、本 API の停止、休止又は中断が必要と判断した場合。

- 3 デジタル庁は、本 API の利用が著しく集中した場合には、本 API の利用を制限することができるものとします。

(本利用規約の変更)

第19条 デジタル庁は、必要があると認めるときは、あらかじめ委託者等に通知をすることにより、本利用規約を変更することができるものとします。

- 2 本利用規約の変更を行う場合、デジタル庁ウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに、変更後の本利用規約の効力を生じるものとし、
- 3 本利用規約の変更を行った場合、委託者等は、変更後の本利用規約に従うものとし、

(本契約等の有効期間)

第20条 事前準備契約の有効期間は、契約締結日から6か月後の応当日又は本契約の締結日のいずれか早い方の日までとします。

- 2 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、契約満了の1か月前までにデジタル庁又は委託者の双方より何らの意思表示のない場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

(本契約等の終了後の措置)

第21条 解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず、本契約等が終了した場合には、委託者等及びデジタル庁は、機密情報、貸与した物品等及び本 API を通じて取得した個人情報を遅滞なく相手方に返却し又は相手方の指示に従い削除等の措置を講じなければならないものとし、

(存続条項)

第22条 解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず、本契約等が終了した場合であっても、第17条(損害賠償)、第21条(本契約等の終了後の措置)、第23条((準拠法及び合意管轄裁判所))の規定は、引き続き効力を有するものとし、

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第23条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

- 2 本 API 又は本契約等に関連して、委託者等とデジタル庁との間に生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表（第2条第2号関係） デジタル認証アプリサービス API 一覧

| 項番 | 名称 | 内容 |
|----|----------------|---|
| 1 | 認証 API | 認証サービス（委託者からの依頼を受け、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の読み取り等及び電子利用者証明の検証等並びに当該読み取り等及び当該検証等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。 |
| 2 | 署名 API（行政機関等用） | 行政機関等に提供される署名サービス（委託者である行政機関等からの依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等及び署名用電子証明書の有効性確認等並びに当該読み取り等及び当該有効性確認等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。 |
| 3 | 署名 API（民間事業者用） | 民間事業者提供される署名サービス（委託者である民間事業者からの依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等及び当該読み取り等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。 |

制定 2024年6月24日